

(証券コード：7545)

平成30年4月23日

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

株式会社西松屋チェーン

取締役社長 大 村 禎 史

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成30年5月14日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、2頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月15日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 本館2階大ホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第62期（平成29年2月21日から平成30年2月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件
第5号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
第6号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.24028.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年5月14日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話番号：0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境は依然として厳しいものがありますが、株主の皆様への安定的な利益還元を維持するとともに、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は708,360,785円となります。

これにより中間配当金（1株につき10円）と合わせまして、年間配当金は1株につき21円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月16日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,437,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,437,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

今後の事業拡大に向けた経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおむらよしあき 大村 禎 昭 (昭和34年11月17日生)	平成27年6月 当社入社 平成27年9月 当社管理本部業務システム改革部長 平成29年2月 当社執行役員業務システム改革部長 平成29年4月 当社執行役員商品本部副本部長兼業務システム改革部長 平成29年8月 当社執行役員社長室副室長兼商品本部副本部長兼業務システム改革部長 平成30年2月 当社執行役員社長室（新大阪本部管掌）兼業務システム改革部長（現任）	17,106株
2	さかもとかずのり 坂本 和 徳 (昭和33年8月27日生)	平成26年7月 当社入社 平成26年8月 当社商品本部雑貨商品本部玩具商品部長 平成27年6月 当社商品本部雑貨商品本部副本部長兼玩具商品部長 平成29年8月 当社店舗運営本部長 平成29年9月 当社執行役員店舗運営本部長（現任）	一株

- (注) 1. 大村禎昭氏および坂本和徳氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、本定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、平成30年4月13日開催の当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役5名および監査役2名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時といたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おおむらよしふみ 大村 禎史	昭和60年9月 当社取締役 平成2年4月 当社専務取締役 平成8年5月 当社代表取締役副社長 平成12年5月 当社代表取締役社長（現任）
きたなかひでほ 北中 秀穂	平成21年5月 当社取締役（現任）
ふじたまさよし 藤田 正義	平成21年5月 当社取締役（現任）
まつおみつあき 松尾 光晃	平成25年5月 当社取締役（現任）
こむらさきやすし 小紫 靖	平成29年5月 当社取締役（現任）
はせがわひさと 長谷川 壽人	平成29年5月 当社常勤監査役（現任）
おおはしかずよし 大橋 一喜	平成19年5月 当社常勤監査役（現任）

（注）大橋一喜氏は社外監査役であります。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件
当社は、平成26年9月30日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入を決議いたしました。

そして、その翌年、平成27年5月12日開催の当社第59期定時株主総会（以下「第59期定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご承認を得て、当該対応策（以下、第59期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いた当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの有効期間は、平成30年5月に開催予定の当社第62期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終了の時までとなっております。

当社では、本プランについて、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成30年4月13日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認するとともに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、下記のとおり本プランを継続することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様に、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本プランによる買収防衛策の継続を決議した平成30年4月13日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランによる買収防衛策の継続に賛同する旨の意見を述べております。

また、平成30年2月20日現在における当社の大株主の状況は、参考資料1「大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

記

1. 本プラン継続の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反するような株券等の大規模買付けを抑止するためには、大規模買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付けを行う者が提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が大規模買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、当社株券等の大規模買付けに対する対抗措置を発動することが必要であると考えております。

なお、平成30年2月20日現在、当社代表取締役社長である大村禎史、その直接の支配がおよぶ資産管理会社及び親族等によって発行済株式総数の31.67%が保有されております。しかしながら、当社が公開会社である以上、当社株券等の譲渡や議決権等の権利行使は株主の皆様の自由な意思によるものであることから、議決権行使は、個々の判断のもとで行われており、また各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後分散化が進んでいく可能性が考えられ、必ずしも将来の安定性までも保証するものではありません。

また、当社独自のビジネスモデルであるベビー子供日用品の専門店をチェーン化する経営ノウハウ等は、将来的にも、潜在的な買収リスクにさらされることは十分考えられます。

これらの事情を鑑みますと、今後当社株券等に対して企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するような大規模買付けがなされる可能性は否定できず、大規模買付けが発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の継続が必要であると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合（注8）の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としてその保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等（注9）を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に大規模買付情報（下記3. (1) 「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（詳細については下記3. (3) ア「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を

最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手の続の流れについては、参考資料2「本プランの概要」をご参照ください。

- 注1 株券等：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- 注2 保有者：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。
- 注3 共同保有者：金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。
- 注4 株券等保有割合：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注5 株券等：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- 注6 公開買付け：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

- 注7 特別関係者：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたる者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に規定する者を除くものとします。
- 注8 株券等所有割合：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注9 株券等：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 大規模買付けルールの内容

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

ア 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付けルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日（日本国内における土曜・日曜及び祝日を除きます。）以内に、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大規模買付情報の項目は下記①乃至⑩のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大規模買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の大規模買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無及び関連性がある場合にはその内容
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、その全部又は一部につき、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)において定義する本検討期間の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、以下で定義する本検討期間内に、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとし（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為の内容に応じて、下記a.及びb.の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4.(1)ウのとおり、株主総会の開催を決定した場合には当社株主総会において対抗措置の是非が決定されるまで）は大規模買付行為を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. a.以外の方法による大規模買付行為の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においてもなお、本検討が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については参考資料3「独立委員会規則の概要」のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただいた後の独立委員候補者及びその略歴等については参考資料4「独立委員会の委員の略歴」をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内において審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大規模買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り）を認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断を行うにあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4. 大規模買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大規模買付けルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与える規模の大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大規模買付情報をはじめとする大規模買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大規模買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を確保することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為を行っている場合
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
- ⑦ 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大規模買付けルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大規模買付けルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付けルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付けルールを遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしませんが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料5「新株予約権の概要」のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本定時株主総会において承認が得られた場合の有効期間は、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様にも利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

6. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する各指針等に適合していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨並びに東京証券取引所が平成27年6月1日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1－5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1－5①を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様が意思が重視されていること

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。また、上記5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間は3年間であり、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。したがって、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様が意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記4.(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様が意思を確認することとされており、株主の皆様が意思が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3.(1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記4.「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（注10）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（注11）でもありません。

注10 デッドハンド型買収防衛策：取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策を意味します。

注11 スローハンド型買収防衛策：取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策を意味します。

7. 株主の皆様及び投資家の皆様と与える影響等について

(1) 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様と与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もともと、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につ

ながるものと考えております。したがいまして、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記4.「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が大規模買付けルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様と与える影響等

大規模買付者が大規模買付けルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大規模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大規模買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

(3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料5「新株予約権の概要」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

ア 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意ください。

イ 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

ウ 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご留意ください。

以 上

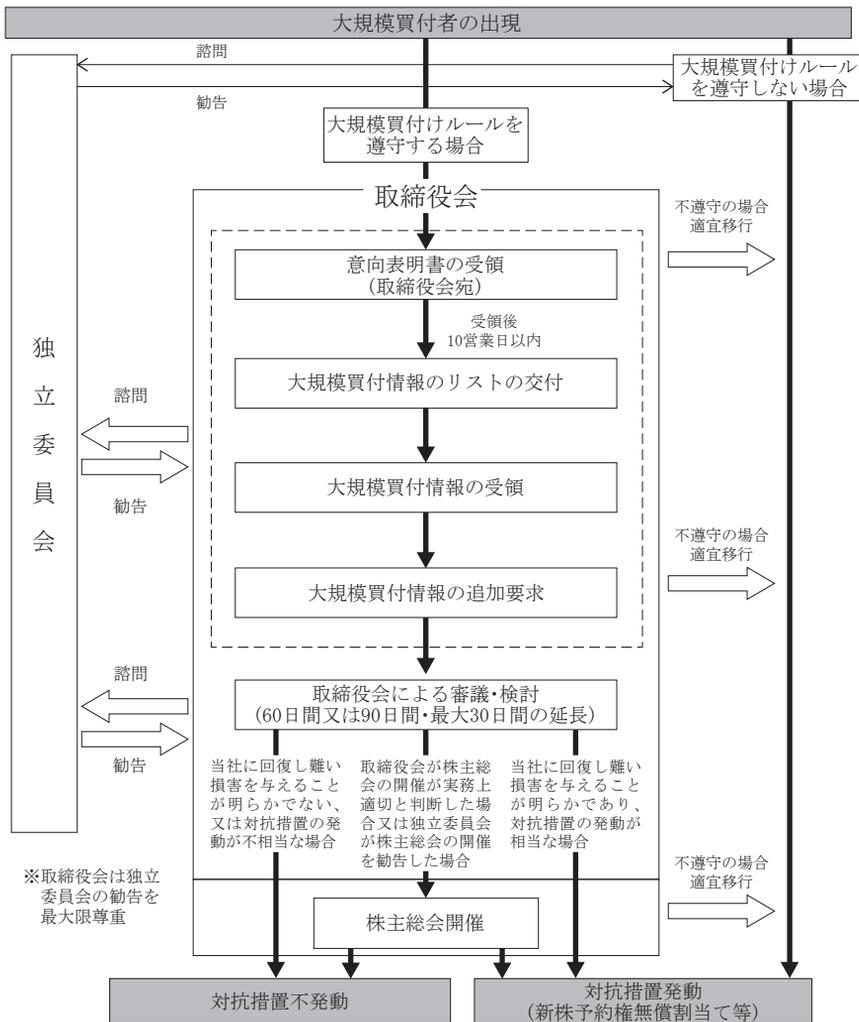
大株主の状況

平成30年2月20日現在

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
友好エステート株式会社	9,628	13.83
大村 禎 史	4,846	6.96
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	4,765	6.84
大村 浩 一	3,750	5.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,668	3.83
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,865	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,786	2.56
ハリマ共和物産株式会社	1,200	1.72
住友不動産株式会社	1,126	1.61
JP MORGAN CHASE BANK 380621	1,086	1.56

- ※ 所有株式数は千株未満を切り捨てております。
- ※ 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して
おります。
- ※ 上記のほか、当社は、自己株式5,192,421株(発行済株式総数に対する割合7.46%)
を保有しております。なお、自己株式の数には、株式給付信託(J-ESOP)
が保有する228,900株は含まれておりません。

本プランの概要



上記フローチャートは、あくまで大規模買付けルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大規模買付けルールの詳細内容については本文をご参照下さい。

独立委員会規則の概要

1. 設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除するために設置される。

2. 構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。

3. 委員の任期

(1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。

(2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各委員が招集する。

5. 決議方法

独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、全会一致をもってこれを行う。

6. 権限事項

(1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い、当社取締役会に対して勧告を行う。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うものとする。

① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）

② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回

③ 大規模買付者から提出された情報が必要かつ十分であるか否か

④ (2)に基づき大規模買付者に対して追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲

⑤ 本検討期間の延長の可否

⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更

⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大規模買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 委員会への出席

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を独立委員会に出席させ、必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

参考資料4

独立委員会の委員の略歴

菅 尾 英 文 (すがお ひでふみ)

【略歴】

昭和22年8月31日生

昭和57年6月 菅尾英文法律事務所開設（現在に至る）

平成6年5月 当社社外取締役（現任）

平成19年6月 沢井製薬株式会社社外監査役

平成24年6月 同社社外取締役（現任）

菅尾英文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

なお、菅尾英文氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

濱 田 聡 (はまだ さとし)

【略歴】

昭和27年10月3日生

昭和51年4月 監査法人中央会計事務所入所

昭和56年8月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社

昭和59年9月 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設（現在に至る）

平成6年5月 当社社外監査役

平成17年6月 WDB株式会社（現WDBホールディングス株式会社）社外監査役（現任）

平成26年9月 ハマダ税理士法人設立（現在に至る）

平成27年6月 グローリー株式会社社外監査役（現任）

平成28年5月 当社社外取締役（現任）

濱田聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

なお、濱田聡氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

佐 藤 明 夫 (さとう あきお)

【略歴】

昭和41年2月4日生

平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成15年3月 佐藤総合法律事務所開設（現在に至る）

平成20年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役（現任）
平成20年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外取締役（現任）
平成25年4月 慶應義塾大学ビジネス・スクール非常勤講師（現任）
平成27年6月 株式会社きらやか銀行社外取締役（現任）
平成29年7月 株式会社U-NEXT（現株式会社USEN-NEXT HOLDINGS）社外取締役（現任）
佐藤明夫氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割若しくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、7.において定める、行使条件を満たさないため新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者及び④上記①乃至③に該当する者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

第5号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

取締役に対するストックオプション報酬額は、平成19年5月15日開催の第51期定時株主総会において、新株予約権を年額68,520,000円（うち社外取締役2,500,000円）の範囲で発行することにつき、ご承認いただいております。その新株予約権の年額範囲を据え置いたうえで、以下の要領で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案をご承認いただきますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

I. 取締役に対し報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

なお、報酬としてストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については下記要領Ⅱ.4.に定める価額で発行し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は下記要領Ⅱ.5.に定めるとおり時価を基準とした価額といたします。

Ⅱ. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を1年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

2,000個を1年間の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、Ⅱ.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。)

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

発行価額については、割当日にブラック・ショールズ・モデルにより算出する額とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、Ⅱ.3.に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券

もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前の普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間
平成32年6月1日から平成37年5月31日までとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
II. 8. に準じて決定する。

12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

第6号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員に対し、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者
当社従業員

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,500,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

15,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、II.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。)

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、II.3.に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普

通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前の普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間
平成32年6月1日から平成37年5月31日までとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。
 - ① 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。
 - ② 定年退職その他正当な理由のある場合。
 - ③ 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

- (8) その他の新株予約権の行使の条件
Ⅱ. 8. に準じて決定する。

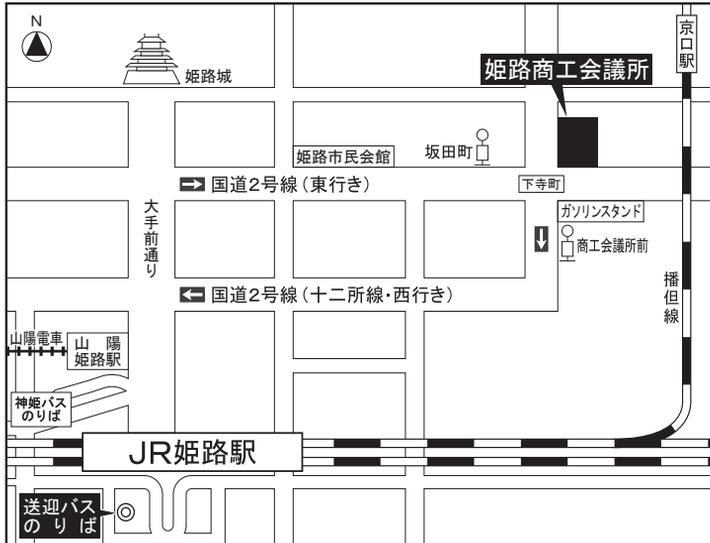
12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 姫路商工会議所 本館 2階大ホール
兵庫県姫路市下寺町43番地
☎(079)222-6001 (代)



【交通のご案内】

JR 姫路 駅 南口より 無料送迎バスを運行いたします

- ◆ 無料送迎バス JR姫路駅南口バスターミナル（上図◎印場所）より株主総会会場行き無料送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。
発車時刻：午前9時00分 9時10分 9時20分 9時30分
（株主総会終了後にも、JR姫路駅南口行き無料送迎バスを運行いたします。）
- ◆ 路線バス 神姫バス姫路駅北バスターミナル
 - 15番のりばより、夕陽ヶ丘、鹿島神社行きにご乗車のうえ、坂田町にて下車、東へ約150m
 - 16番のりばより、商工会議所前經由日出町行きにご乗車のうえ、商工会議所前にて下車、北へ約100m